

保険点数について

保険点数は医療行為ごとに決められています。皆様が受けました医療行為に対する価格は医療行為ごとに決められた点数を基に「1点=10円」で計算されます（例：初診料291点=2,910円）



具体的な保険点数について

診察に係るもの

項目名	点数	円（点数×10円）
初診料	291点	2,910円
再診料	74点	740円
レントゲン 4枚	440点*	4,400円
超音波検査	350点	3,500円

*レントゲンは撮影部位・枚数により点数が異なります（4枚の場合：335点～440点）

リハビリに係るもの

項目名	点数	円（点数×10円）
運動器リハビリテーション料 （約40分のリハビリ）	370点	3,700円
リハビリテーション総合計画料 ※月1回（初回・月初）	300点	900円
小児運動器指導管理料 ※20歳未満の方・月1回（初回・月初）	250点	2,500円

*リハビリテーション総合計画料：開始時・月1回リハビリ計画書を作成する際に算定されます。

*小児運動器指導管理料：20歳未満で医師が継続的なリハビリが必要とする場合に算定されます。

患者様ご負担額 = 医療費合計 × 10%～30%



ご負担割合により異なります

※ **医療費助成制度** をご利用の方は自治体の定めたご負担額となります。

お支払いの具体例

<20歳以上で診察とリハビリを受ける場合>



初回

初診料	291点
レントゲン4枚	440点
処方箋料	68点
運動器リハビリ料	370点
+ リハビリ総合計画料	300点

1469点



自己負担額

3割負担の方 = 4,410円

1割負担の方 = 1,820円

2回目以降

再診料	74点
+ 運動器リハビリ料	370点

444点



自己負担額

3割負担の方 = 1,330円

1割負担の方 = 440円

2回目以降の月初

再診料	74点
運動器リハビリ料	370点
+ リハビリ総合計画料	300点

744点



自己負担額

3割負担の方 = 2,230円

1割負担の方 = 740円

※その他、必要時に検査料や処置料がかかることがあります

お支払いの具体例

<20歳未満で診察とリハビリを受ける場合>



初回

初診料	291点
レントゲン4枚	440点
処方箋料	68点
運動器リハビリ料	370点
リハビリ総合計画料	300点
+ 小児運動器指導管理料	250点

1719点

自己負担額

3割負担の方 = 5,160円

2回目以降

再診料	74点
+ 運動器リハビリ料	370点

444点

自己負担額

3割負担の方 = 1,330円

2回目以降の月初

再診料	74点
運動器リハビリ料	370点
リハビリ総合計画料	300点
+ 小児運動器指導管理料	250点

744点

自己負担額

3割負担の方 = 2,980円

※ **医療費助成制度** をご利用の方は自治体の定めたご負担額となります。

医療助成制度ご利用の場合

中学生まで 船橋市・習志野市：300円

※令和4年度より小児運動器疾患管理料の対象範囲が12歳未満から20歳未満まで拡充されました。そのため医療助成制度の対象外となる高校生～19歳までのお会計がこれまでより高くなっております。お子様1人でご来院される場合はお手持ちにご注意下さいますようお願い致します。